

## 議案第31号

### 公立大学法人公立鳥取環境大学定款等の一部変更について

次のとおり公立大学法人公立鳥取環境大学定款等の一部を変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

（公立大学法人公立鳥取環境大学定款の一部変更）

第1条 公立大学法人公立鳥取環境大学定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前

<p>(審議事項)</p> <p>第18条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(審議事項)</p> <p>第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中期計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）</p> <p>(3)～(9) 略</p>	<p>(審議事項)</p> <p>第18条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中期計画及び<u>年度計画</u>に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(審議事項)</p> <p>第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中期計画及び<u>年度計画</u>に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）</p> <p>(3)～(9) 略</p>
<p>(新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部変更)</p> <p>第2条 新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（平成23年鳥取県告示第752号）の一部を次のように変更する。</p> <p>次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。</p>	

変 更 後	変 更 前
<p>(担任する事務)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第6条第4項、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第34条、第40条第6項、第44条、第56条の2第1号及び第2号並びに第78条の2第2項に規定する条例又は規則で定められている事項を定めることに関する事務</p> <p>ウ 法第13条第9項、第13条の2、第14条第5項、第17条第4項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務</p> <p>エ～キ 略</p>	<p>(担任する事務)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第6条第4項、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、<u>第27条第1項</u>、第34条、第40条第6項、第44条第1項、第46条、第56条の2第1号及び第2号並びに第78条の2第2項に規定する条例又は規則で定められるものとして、<u>第27条第1項</u>、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第56条の3第3項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務</p> <p>エ～キ 略</p>

(2)～(4) 略  
2 略

(2)～(4) 略  
2 略

#### 附 則

この定款等は、令和6年4月1日から施行する。